病床機能転換に対する支援制度を拡充しました!

(令和2年度 茨城県病床機能転換等促進事業)

•二次保健医療圏において、将来、不足が見込まれる病床機能へ転換するための、施設や設備の整備費用および転換に係るリハビリテーション専門職人件費(回復期病床への転換のみ)の一部を助成します。

補助対象(病床転換)

①施設整備

二次保健医療圏において、過剰とされる病床機能から不足とされる病床機能への転換に係る施設の新築、増築又は改修等。





(例)手すりの設置 トイレの改修 壁,床等の改修 等

②設備整備(医療器具等の購入)

二次保健医療圏において、過剰とされる病床機能から不足とされる病床機能への転換に係る医療機器等の購入。

※1品あたりの単価が50千円以上のものが補助対象。





(例)車椅子 リハビリ器具 除圧マット 等

③リハビリテーション専門職人件費(回復期病床への転換のみ)

回復期病床へ転換するために、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)を新規雇用した場合の人件費。

※病床転換予定日前6月以内の新規雇用に限る。



補助基準額•補助率

	内容	補助基準額	補助率
病床転換	①施設整備		1/2
	②設備整備	3, 214千円/床	
	③専門職人件費 (回復期への転換のみ)		

※実際にかかった経費と補助基準額を比較して,少ない方の額に 補助率を乗じた額を補助金として交付します。

- ・交付決定後,申請にて概算払 (交付決定額の90%以内)も可能です。
- ・土地の取得や整地に係る費用、門、塀若しくは造園に係る費用等は補助対象外です。
- ・申請については、地域医療構想調整 会議で認められたものに限ります。

〇問い合わせ先〇 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部医療局 医療政策課 医療計画G 電話:(029)301-3124

Mail:iryo4@pref.ibaraki.lg.jp

過去の補助実績例

(回復期病床整備促進事業における実績)

	整備内容 整備内容	転換 病床数	転換後の 病床機能	補助額 (交付額)
A病院	多機能トイレ等整備車椅子, ベッドサイドモニタ等購入	22床	回復期	26, 961千円
B病院	手すり、トイレ等整備車椅子、歩行補助器等購入	24床	回復期	3, 916千円
C病院	・増築、トイレ等整備	27床	回復期	43, 389千円
D病院	・機能訓練室増設,洗面所改修 ・離床センサー,リハビリ用機材等購入	46床	回復期	12, 624千円
E病院	・リハビリ室、病室等増築	8床	回復期	12, 856千円